

《会議録》

令和7年度(2025年) 第1回相談支援専門部会

開催日時: 令和7年5月15日(木) 10:00から12:00まで

開催会場: 越谷市役所エントランス棟3階会議室3-3

出席者: 部会員(事業所名のみ)

越谷地域生活支援センター有朋、こしがや希望の里、障害者相談支援センターテイク、
相談支援事業所A4、相談支援事業所えび、相談支援センター合、
越谷市障害者相談支援センターしらこぼと、ソーシャルワーカー事務所らでん、
相談支援事業所ひかりの森、相談支援センターつばめ、神明苑、
障害福祉サービス事業所かなめ、相談支援事業所3250、
こども療育相談センターこしがや、指定特定・障がい児相談支援事業所ゴールド、
相談支援事業所カルディア ビーマ、障害児相談支援事業所すまいる工房
※欠席事業所: Plus One、相談支援事業所ひまわり越谷、らしくともに

事務局

越谷市障がい者等基幹相談支援センター・北部、東部、南部、西部、
障害福祉課、子ども福祉課

会議内容

- (1) 事務局から、令和7年度相談支援専門部会の部会長について意見を求めたところ、「相談支援事業所A4」小田原氏を推薦するとの意見があり、出席者全員同意する。
- (2) 新規相談支援事業所の挨拶
- (3) 新規開設事業所紹介
- (4) 各種セミナーのお知らせ
 - ・就労選択支援に係る研修等について案内する。
 - ・越谷西特別支援学校が開催する進路研修会について案内する。
- (5) 基幹相談支援センターからのお知らせ
 - ・計画相談事業所の巡回相談について
 - ・基幹相談サロンについて
- (6) 年度計画について
 - ・相談支援専門部会では、今後事例検討等を行う予定である。
 - ・グループホーム連絡会を新たに設置し、事業所同士で話し合える場を作ることを検討している。
 - ・精神障がい専門部会の設置を進めており、相談支援専門部会との協働事業を行うことを検討している。
 - ・今後は部会長と事務局で相談しながら、活動内容について検討する。
- (7) 相談支援事業所の業務負担軽減について
 - ① 事業所から市へ申請する際、電子申請ができるようにしてほしい。
→今後の検討課題とする。
 - ② 更新時、計画案等の提出がない場合も受給者証が自動更新されるようにしてほしい。
→本人の更新に係る意思確認ができず、また事務処理要領上も支給決定事務の流れに問題があると考えられる。支給決定事務に支障をきたすことから、現状対応することはない。
 - ③ 同意書をサインレスとしてほしい。
→今後の検討課題とする。

《会議録》

④ 事業所が満員であるため、セルフプランへの移行を進めたい。

→本人と事業所の両者の合意による、セルフプランでのサービス利用は有用と考えているが、臨機応変に運用してほしい。なお、セルフプランへの移行については、更新時以外、現行の支給決定を一度取り消してからセルフプランの支給決定をする必要があるため、注意してほしい。

⑤ 受給者証の写しを事業所用に用意してほしい。

→本人もしくは家族から写しを入手することが原則となるが、障害福祉サービスに係る個人情報使用同意の観点から、情報提供は可能と判断し、障害福祉課では受給者証の写しを事業所毎に用意している。また、子ども福祉課所管分についても、準備が整い次第対応するものとする。

⑥ 計画案のうち、別紙1，2（申請者の基本情報等）を省略してもよいのか。

→別紙1，2について、本市では支給決定の挙証資料として捉えているため、今後も計画案提出時に添付してほしい。

⑦ 本計画を市に提出しているが、今後必要であるか。

→事務処理要領において、計画案を市へ提出することは求められているが、本計画についてはその記述がないため、本計画の写しを市へ提出することは任意とする。ただし、計画案と本計画で変更があった場合は提出してほしい。なお、本計画の作成は必須であり、利用者から本計画の同意を得たときに「計画相談支援給付費」の請求の発生時点となるため、注意してほしい。

○下記のとおり部会員から質疑応答がある。

・⑦について、「計画案と本計画で変更があった場合」というのは、障害支援区分・利用者負担上限額・モニタリング期間等の変更も含まれるという考えでよいのか。

→その通りである。

・受給者証の確認後に区分等に変更があったことが判明することもあり、本計画を提出するまでに時差が生じることもあるが、それでもよいのか。

→その対応でよいが、ケースバイケースで対応してほしい。

・⑤について、受給者証の写しの用意が整うのはいつ頃であるか。

→月初（5/1～開始であれば、5月初め）には用意できている。

・④について、セルフプランの様式のうち、利用者が記入すべき箇所を整理し減らす等の対応をしてほしい。他市では、同じ様式でも記入箇所が限られており、利用者の負担が少ない。そうすることで、セルフプランへ移行しやすくなると思われる。

→今後の検討課題とする。

・⑥について、現在、週間計画表等は複数回提出している。内容はほとんど同じだが、様式等が僅かに異なるため、様式を統一する等の検討をしてほしい。

→今後の検討課題とする。

（８）（７）に係る意見交換

4班に分かれて意見交換し、話し合った内容について下記のとおり部会員から発表する。

・⑦（本計画の提出）について、計画案の「案」を会議等の場で消し、それが本計画の代用になると業務負担軽減になるのではないかと（内容変更があった際は、修正し提出する）。

・（特に）障がい児の更新時期について、兄弟で更新時期が異なる場合がある。誕生月等でそろえてほしい。

・計画案作成時等の自宅訪問について、利用者や保護者との日程調整に時間がかかったり、自宅訪問が原則だが、自宅以外の場所（マンションのロビー、保護者の職場等）でのモニ

《会議録》

タリングを希望される方には、臨機応変に対応しなくてはならない。また、訪問時の職員の安全（異性の職員が自宅訪問する場合等）についても考えなければならない。

- ・遠方の施設に入所している利用者の面会については、交通に係る時間と費用がかかるため、業務負担の要因のひとつとなっている。
 - ・⑤（受給者証写しの用意）について、以前用意されていなかった利用者分があったため、注意してほしい。また、用意が整う日程を明確に決めてほしい。
 - ・③（同意書のサインレス）について、利用者や保護者から許可を得て計画書を作成し、自宅訪問しているなかで、さらにサインが必要であるのか、改めて検討してほしい。
 - ・担当者会議の在り方について、受給者証の更新時（1年更新であれば1年毎）に会議を行っているが、各事業所担当者との日程調整や、会議に係る書類作成に時間がかかっている。例えば、小学校から中学校へ進学する際に会議を行う等、ガイドライン等で規定があれば、業務負担の軽減になると思われる。
 - ・⑤（受給者証写しの用意）について、紙ではなく電子化し、事業所がいつでも閲覧可能な環境が構築されたら便利かと思われる。
 - ・監査があるため、今までのやり方を変えることに抵抗がある。
 - ・受給者証について、事業所の記入欄不足のため、問い合わせがくることがある。受給者証は、サービスの更新時にシールの貼り替えで市に提出するため、市はその際に事業所記入欄についても考えて対応してほしい。
- 今回の意見をもとに、今後も調査研究する。

※次回開催日：令和7年7月17日(木)午前10時開始（予定）